愛媛県奨学のための給付金（県内私立学校用）

愛媛県では、**授業料以外の教育費の負担軽減を図る**ため、次の要件を満たす私立高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「私立高等学校等奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給しています。
保護者の失職等により家計が急変した世帯を含め給付を行います。
※家計急変による申請につきましては、あらかじめ、個別に在学する学校までご相談ください。
※本給付金は、**保護者等が在住する都道府県において支給**することとなりますので、**愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問合せください。**

１支給要件（基準日時点で次の要件を全て満たすこと）

基準日時点で下記の要件を満たしている必要があります。

基準日については「５ その他」をご確認ください

（１）保護者等が愛媛県内に住所を有している
（２）次の（ア）～（エ）のいずれかを満たしている
　（ア）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)
　（イ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満の世帯
　（ウ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯（専攻科生以外）
　（エ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が264,500円未満かつ扶養される子が３人以上の世帯（専攻科生のみ）
　（オ）家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が（ア）～（エ）のいずれかに相当する世帯
（３）平成26年４月１日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
（４）児童福祉法による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
（５）高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金又は高校生等・新修学支援金の受給権者であること。
※生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。（専攻科以外）
　対象となる生徒が、３ページ目「国籍・在留資格等の要件」のBに該当する場合は、生活保護受給世帯又は住民税所得割非課税世帯のみが対象となります（専攻科以外）。

２　支給額（対象生徒一人あたりの額）

給付回数には上限があります。詳しくは「５ その他」をご確認ください。

世帯区分	通信制以外	通信制	専攻科
	年額	年額	年額
生活保護(生業扶助)受給世帯	年額52,600円	年額52,600円	年額52,100円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 (生活保護〔生業扶助〕非受給世帯) ※家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	年額152,000円	年額52,100円	年額52,100円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む	年額50,670円	年額17,370円	年額17,370円 （旧制度対象者：年額10,420円）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む	年額38,000円	年額13,030円	―
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養される子が３人以上の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む	―	―	年額13,030円 （旧制度対象者：年額10,420円）

☆　**７月２日以降に家計急変した世帯については、申請書を提出した日の翌月の月数等に応じて支給額が異なりますので、下記（例）を参考にしてください。**
例　通う学校：通信制以外　　扶養人数：1人　　申請日：10月15日の場合
支給対象月は11月から翌年３月の５か月分
　152,000円×５÷12月＝63,333円（５か月分）※小数点以下切捨て

3　申請方法

「受給申請書（様式第１号(家計急変の申請は様式第１号の２）」に、次の世帯区分ごとに掲げる書類を添付し、在籍する学校を通じて提出期限までに提出してください。

世帯区分	添付書類
生活保護(生業扶助)受給世帯	生業扶助受給証明書（様式第４号）（**※１**）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）(**※2**)
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯、所得割額が105,500円未満の世帯、所得割額が105,500円以上182,500円未満世帯、または105,500円以上264,500円未満かつ扶養される子が３人以上の世帯（生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）（※３）	次の書類のいずれか１つを提出（保護者等全員分必要） ・**令和８年度**課税証明書（コピー可）（**※４**） ・**令和８年度**特別徴収税額決定通知書（コピー可） ・**令和８年度**納税通知書（コピー可）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）(**※2**)
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	扶養親族申告書（様式第３号）（専攻科のみ）
	個人対象要件証明書（様式第５号）（専攻科のみ）(**※５**)
家計急変世帯（申請日現在において家計が急変したことにより世帯収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が支給要件に記載の額に相当することとなった世帯）	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（**※２**）
	保護者等の収入が減少した事由を記載した書類（**※６**）
	保護者等の収入が減少する前の保護者等の収入を証する書類（課税証明書等）（**※４**）
	家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が支給要件に記載の額に相当することを証する書類（**※７**）
	扶養誓約書（様式第６号）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	扶養親族申告書（様式第３号）（専攻科のみ）
	個人対象要件証明書（様式第５号）（専攻科のみ）(**※５**)

（注）「生活保護受給証明書」及び「住民票」は、**基準日以降の日付**のものを添付してください。

※１　従来の「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第４号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。

※２　**単身赴任者を含む世帯全員が記載された住民票が必要**です。ただし、高校生等に兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が別居している場合は、兄弟姉妹の住民票については提出不要です。

※３　税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、確定申告を行った上で、給付金を申請してください。

※４　専攻科生で課税証明書を提出する場合は扶養親族の記載が省略されていないものの提出が必要です。

※５　所定の様式（様式第５号）により、在籍する学校が証明したものの提出が必要です。

※６　離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出　等

※７　給与所得者
- 会社作成の給与見込（家計急変発生後１年間分）
- 家計急変後の給与明細書（３か月分以上）

個人事業主等の上記以外の者
- 税理士又は公認会計士の作成した書類（家計急変発生後１年間分）
- 前年の確定申告書、所得確認書（参考様式第１号）及び家計が急変した月から申請日の前月までの売上・経費等が記載された帳簿等の写し（３か月分以上）

上記に加え、次ページの**国籍・在留資格等を確認する書類**についても提出が必要です。

○国籍・在留資格等を確認する書類

	国籍・在留資格等の要件	添付書類
A	高校生等に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯 ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族帯在のうち小学校及び中学校を卒業したものであって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められる者	対象生徒等の以下のいずれかの書類１つ ・住民票 ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し （家族帯在は以下の書類も提出が必要） ・小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※専攻科生の場合は高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書も必要です。
B	高等学校等に在学するA以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯	対象生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票 ・在留カードの写し

4　申請期間・提出先（問い合わせ先）

提出期限：学校の指示する期限
提出先　：在籍する学校まで提出してください。

5　その他

○提出した書類により審査を行い、支給が決定された場合は指定口座に振込みます。
【支給時期】**翌年１月頃（予定）**
秋入学等の場合：翌年２月頃（予定）
※家計急変による申請につきましては、申請時期により支給時期が異なります。
※書類不備等の理由により，支給が別日となる場合があります。

○虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合、給付金の返還と加算金を納付することとなります。

○**基準日**とは
原則　令和８年７月１日（秋入学など７月以降に入学する場合は入学日）
家計急変世帯
令和８年７月１日までに家計急変した世帯・・・７月１日
令和８年７月２日以降に家計急変した世帯・・・申請書を提出した日の翌月初日
（申請日が月の初日の場合は、その日）

○給付回数は高校生等１人につき**年１回・通算３回（定時制・通信制の場合は４回）**が上限です。（ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて１回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で２回まで）、給付を受けることができます。）なお、早期給付のみの受給及び早期給付と７月から翌年３月分の給付金の両方を受給した場合の当該年度の受給回数はどちらも１回と数えます。